

## 日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。

日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約76,000人である。



### 税理士会連絡先一覧

北海道税理士会 〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階

東北税理士会 〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41

関東信越税理士会 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階

千葉県税理士会 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階

東京税理士会 〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館

東京地方税理士会 〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階

北陸税理士会 〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6

東海税理士会 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階

名古屋税理士会 〒464-0841 愛知県名古屋市千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階

近畿税理士会 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4

中国税理士会 〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15

四国税理士会 〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12

九州北部税理士会 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階

南九州税理士会 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5

沖縄税理士会 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階

日本税理士会連合会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階

TEL. 011-621-7101 <http://www.do-zeirishikai.or.jp>

TEL. 022-293-0503 <http://www.tohokuzeirishikai.or.jp>

TEL. 048-643-1661 <http://www.kzei.or.jp>

TEL. 043-243-1201 <http://www.chibazei.or.jp>

TEL. 03-3356-4461 <http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

TEL. 045-243-0511 <http://www.tochizei.or.jp>

TEL. 076-223-1841 <http://www.hokurikuzei.or.jp>

TEL. 052-581-7508 <http://www.tokaizei.or.jp>

TEL. 052-752-7711 <http://www.meizei.or.jp>

TEL. 06-6941-6886 <http://www.kinzei.or.jp>

TEL. 082-246-0088 <http://www.chuzei.or.jp>

TEL. 087-823-2515 <http://www.shikoku-zei.or.jp>

TEL. 092-473-8761 <http://www.kyuhokuzei.or.jp>

TEL. 096-372-1151 <http://www.mkzei.or.jp>

TEL. 098-859-6225 <http://www.okizei.or.jp>

TEL. 03-5435-0931 <http://www.nichizeiren.or.jp>

# 税制改正に関する建議書の概要

平成30年度

## 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

## 税制に対する基本的な視点

- ① 公公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

## 建議書の構成

- 特に強く主張したい5項目の「本建議書における重要建議項目」
  - 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
  - 全国15の税理士会及び当連合会の552項目の税制改正意見から31項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、5つの重要建議項目のほか、31の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える10項目を掲載(裏面)

## 今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

### 所得税

- ◎就労促進と所得再分配機能の回復に向けた所得控除の抜本改正
- ◎所得の種類に応じた税負担の調整から家族構成等の人的事情に配慮した負担調整への移行

### 中小法人税制

- ◎小規模企業等に係る税制を検討する際に、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること
- ◎資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

### 法人税

- ◎税率引下げによる税収減の補填のみならず、適正な課税ベースの構築と確定決算主義の維持を基本に据えた検討

### 消費税

- ◎単一税率制度と請求書等保存方式の維持
- ◎基準期間制度の廃止と課税売上高が僅少である事業者への申告不要制度の創設
- ◎非課税取引の範囲の縮小

### 相続税・贈与税

- ◎相続税申告件数の増加に対応した延納・物納の手続等の周知及び見直し
- ◎世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討

### 地方税

- ◎事業承継税制の適用要件のより一層の緩和
- ◎土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃止の検討

### 納税環境整備・その他

- ◎納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の弾力的運用、加算税制度の見直し
- ◎申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等に係る手続緩和及び法定化

### 国際税制

- ◎租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止
- ◎タックス・プランニングの「義務的開示制度」など新制度導入時の効果検証と事務負担への配慮

### 災害対応税制

- ◎地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

# 税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

## 最重要建議・要望項目

### ◆ 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持について

#### (1) 単一税率の維持

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、従来、単一税率制度の維持を強く主張している。低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

#### (2) 請求書等保存方式の維持

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、日本経済の活力が失われないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能であるとも考えられる。

#### (3) 免税事業者への配慮等

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じなければならない。

### ◆ 所得控除の抜本的見直しについて

#### (1) 人的控除

人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、人的控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。

#### (2) 税額控除化の検討

現行の所得控除方式は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であることから、所得控除の一部については、すべての納税者が一定額まで同一の軽減効果が得られる税額控除方式又はゼロ税率方式(一定の課税所得まで税率をゼロとする方式)への変更を検討すべきである。

### ◆ 中小法人に対する繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の不適用について

#### (1) 繰越欠損金の100%控除制度の維持

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点からは、企業規模の大小を問わず、繰越欠損金には控除制限を設けるべきではない。特に中小法人は、大法人と比較して事業基盤の弱い法人が多く、控除制限により資金繰りを圧迫することとなる。業績回復の阻害要因とならないように、中小法人に対しては現行の繰越欠損金の100%控除制度を維持すべきである。

#### (2) 中小法人への外形標準課税の不適用

法人事業税の外形標準課税の課税標準である付加価値割の大半は給与であり、中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高いことから、中小法人に外形標準課税が適用された場合には、その雇用の維持と創出に影響を及ぼすこととなる。また、欠損法人等の担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫することとなり、設備投資を控える要因ともなる。さらに、都市部より地方の企業に税負担が増える傾向にあり、企業の地域間格差が広がるおそれがある。したがって、中小法人の雇用確保と資金繰りの悪化を防ぐためだけでなく、地方創生の観点からも、中小法人には法人事業税の外形標準課税を適用すべきではない。

### ◆ 債却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて

債却資産に係る固定資産税制度については、企業の設備投資の阻害要因になっていること、市町村の執行体制に不備があること、市町村による課税客体の捕捉が不十分であること、事業者に過度な事務を負担させていること、業種間の税負担が偏在していること等の問題がある。主要諸外国において債却資産に対し課税している例は少なく、国際競争力の観点からも将来的には廃止を検討すべきである。

しかし、市町村の財政の現状からみると、代替財源がない限り、同制度を廃止することは困難である。したがって、これらの問題を解決するために、債却資産に係る固定資産税を固定資産税とは異なる新たな税目とすること、賦課期日を法人の決算日とすること、申告期限を所得税及び法人税の申告期限と一致させること、将来的にe-TaxとeLTAXを連携又は統一することにより税額確定方式を申告納税方式に変更することなど、抜本的改革の検討をすべきである。

なお、その際には、設備投資の促進を税制で一層支援し、さらに小規模事業者の事務負担を軽減するために、免税点を300万円(現行150万円)程度に引き上げるべきである。

### ◆ 個人事業者番号の導入について

法人番号はインターネット上で公表され利用制限がないのに対し、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等について、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。

なお、適格請求書発行事業者の登録に関連して、課税事業者には固有の番号が付与されることとなっているが、これ以上の新たな番号の付与は事業者にとって管理・利用における負担が増加することから、法人番号及び「個人事業者番号」の活用を検討すべきである。

## その他の重要建議・要望項目

### 所得税

- 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目1(3))
- 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目3)
- 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目4)

### 中小法人税制

- 中小企業投資促進税制等・研究開発税制・所得拡大促進税制を見直し、継続すること。(建議・要望項目8)

### 法人税

- 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目11)

### 消費税

- 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目14)
- 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目15)
- 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目16)

### 相続税・贈与税

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用要件をより一層緩和し、納税者が利用しやすい制度にすること。(建議・要望項目18)

### 災害対応税制

- 災害損失控除を創設すること。(建議・要望項目29)